

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額							
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
舞台 設備	金びょうぶ	1 双	円 1,960	円 1,960	円 1,960	円 3,920	円 3,920	円 5,880	
	銀びょうぶ	1 双	1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880	
	白びょうぶ	1 双	1,960	1,960	1,960	3,920	3,920	5,880	
	テーブル掛	1 枚	80	80	80	160	160	240	
	取外し机	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	普通椅子	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	平台	1 枚	120	120	120	240	240	360	
	演台	1 台	450	450	450	900	900	1,350	
	譜面台	1 台	40	40	40	80	80	120	
	指揮台	1 個	40	40	40	80	80	120	
	上敷	1 組 (5 枚)	470	470	470	940	940	1,410	
	扇風機	1 台	470	590	590	1,060	1,180	1,650	
	Horizont幕	1 張	660	660	660	1,320	1,320	1,980	
附属 の設 備	照明 設備	ボーダーライト（第1）	1 式	770	1,160	1,160	1,930	2,320	3,090
		ボーダーライト（第2）	1 式	740	850	850	1,590	1,700	2,440
		Horizontライト	1 式	740	850	850	1,590	1,700	2,440
		ロー Horizontライト	1 式	710	850	850	1,560	1,700	2,410
		アークピンスポットライト	1 台	2,790	3,400	3,400	6,190	6,800	9,590
		ロングスポットライト（1.5キロワット）	1 台	1,630	1,960	1,960	3,590	3,920	5,550
		プロジェクタースポットライト（1.5キロワット）	1 台	1,540	1,830	1,830	3,370	3,660	5,200
		ピンスポットライト（1キロワット）	1 台	850	1,020	1,020	1,870	2,040	2,890
		スポットライト（1キロワット）	1 台	850	1,020	1,020	1,870	2,040	2,880
スポットライト（500ワット）	1 台	460	530	530	990	1,060	1,520		

	ミラーボール	1 式	660	760	760	1,420	1,520	2,180
放送 設備	大型拡声器（マイクロホン 2 本付き）	1 式	1,780	2,190	2,190	3,970	4,380	6,160
	マイクロホン	1 本	400	470	470	870	940	1,340
	ワイヤレスアンプ（マイクロホン 2 本付き）	1 式	1,780	2,080	2,080	3,860	4,160	5,940
	レコードプレーヤー	1 台	470	590	590	1,060	1,180	1,650
	テープレコーダー	1 台	1,780	2,080	2,080	3,860	4,160	5,940
その 他の 設備	スクリーン（大ホール）	1 張	1,290	1,290	1,290	2,580	2,580	3,870
	スクリーン（会議室）	1 台	220	220	220	440	440	660
	ピアノ（大型）	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は11,780円、4 時間を超え10時間以内の場合は16,720円、10時間を超える場合は21,690円					
	ピアノ（中型）	1 台	使用 1 回ごとに、使用時間が、4 時間以内の場合は3,740円、4 時間を超え10時間以内の場合は5,400円、10時間を超える場合は7,290円					
電気料		1 k w h までごと に	30円					

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。